

# 🌟 令和5年度 岩滝小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月1日一部改訂

## はじめに

高山市では、平成18年11月20日に児童代表や生徒会が中心となって「ストップ！いじめ宣言」が採択され、学校としても児童の内発的喚起を促しながらいじめ問題に立ち向かってきた経緯がある。本校においても児童および学校職員、地域の方々においてもいじめ撲滅への願いは強く、「いじめは絶対に許さない」と捉えつつも「いつ、誰にでも起こり得ること」として広い視野でいじめと向き合い、いじめから逃げずに日々の教育活動を行っている。しかし、極小規模校であるが故、人間関係が固定されがちであるので、授業やその他の学校生活における日々の営みの中で、いじめを起こさない、未然に防ぐ教育を推進していく。

ここに定める「岩滝小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

### (1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

### (3) 学校としての構え

- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・いじめ等、困ったことの相談窓口は、事務員・用務員も含めた全教職員である。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、どの子にも徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、どの子も大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

## **2 いじめの未然防止のための取組** (自己有用感を高める取組)

### **(1) 魅力ある学級・学校づくり(規範意識・主体性・自治力等を育成する指導 等)**

- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、どの子も仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

### **(2) 「わかる・できる授業」の推進**

- ・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「わかった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・「わからない」「できない」という児童を大切にする。
- ・授業場面において、挙手している児童への指名のみならず、挙手がない児童への意図的指名を通して広くその思考を捉えながら授業を進める。
- ・学習グループによる活動においては、どの子にもねらいとする活動が保障されるよう留意する。

### **(3) 生命や人権を大切にする指導(豊かな心の育成)**

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、どの子にも命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

### **(4) 全ての教育活動を通じた指導(自己指導能力の育成)**

- ・教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を充実する。
  - ① 児童に自己存在感を与える
  - ② 共感的な人間関係を育成する
  - ③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する

### **(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進**

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等について

の指導を一層充実する。

- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、児童会が計画・運営する児童間の話し合いや、保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。

### **③ いじめの早期発見・早期対応**

#### **(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実**

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的なアンケート（記名式・無記名式）の実施等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」（「4 いじめ未然防止・対策委員会の設置」参照）で学校の状況等を確認し、対策を検討する。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。

#### **(2) 教育相談の充実**

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるように、危機意識をもって児童生徒の相談に当たる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

#### **(3) 教職員の研修の充実**

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、いじめ問題対策協議会の報告、教育相談に関わる資料といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

#### **(4) 保護者との連携**

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童や

その保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

#### (5) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から市教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校運営協議会、保護者代表等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

## 4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭  
学校職員以外：保護者代表、学校運営協議会、スクールカウンセラー  
(外部専門家については今後検討していく)

- ・「東山校区つながりの会」においてもいじめについての情報提供や話題作りを積極的に行い、地域全体としてもいじめに対して前向きに取り組む姿勢を促す。

## 5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取 組 内 容	備 考
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全家庭に向けた「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）の説明</li> <li>・学校だより、Webページ等による「方針」等の発信</li> <li>・職員研修会の実施（「方針」、前年度のいじめの実態と対応等）</li> <li>・高山市いじめ問題対策協議会における取り組みを全職員で共有</li> <li>・PTA総会で「方針」や安心安全なネット利用についての説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「方針」の確認</li> <li>・児童理解研をばば毎月定期的に行い、児童の様子を常に把握する</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の研修会（いじめを許さない学級経営、初期対応の仕方）</li> <li>・第1回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施</li> </ul> ※校内関係者のみによる校内委員会は4月当初から随時実施	
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ未然防止に向けた児童集会（児童会主催によるいじめ防止の取組について）</li> <li>・職員の研修会（児童向けネットいじめ研修）</li> <li>・心のアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施</li> </ul>	
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り）</li> </ul>	第1回県いじめ調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会）</li> <li>・高山市児童会サミットに対しての働きかけ</li> </ul>	夏季休業中の指導
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（対策等の見直し）と、学校だよりによる取組の見直し等の公表</li> <li>・高山市いじめ問題対策協議会での中間研究を全職員で共有</li> <li>・Webページ等による取組経過等の報告</li> <li>・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（前期の取組の評価）</li> </ul>	
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心のアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施</li> <li>・学年会（いじめ防止対策の取組についての中間交流）</li> <li>・学校運営協議会</li> <li>・「ストップ！いじめ宣言」強化月間</li> </ul>	
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修会（小規模校特有の人間関係からくるいじめ・一般的ないじめのとらえ方他）</li> <li>・「ひびきあいの日」に向けた取組（全校でのいじめ防止対策の取組）</li> </ul>	
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ひびきあいの日」（児童会による一人一人のよい所の発表）</li> <li>・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施</li> </ul>	冬季休業中の指導
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り）</li> <li>・教職員による次年度の取組計画</li> </ul>	
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心のアンケート（記名・無記名選択式）と教育相談の実施</li> <li>・児童会の取組のまとめ</li> <li>・第2回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（外部専門家も含む、本年度のまとめ及び来年度の計画立案）</li> <li>・学校運営協議会</li> </ul>	第2回県いじめ調査 (国の調査を兼ねる) 次年度への引き継ぎ
3月	後期「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（1年間の評価） <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だより等による次年度の取組等の説明</li> </ul>	

## **6 いじめ問題発生時の対応**

### **(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応**

#### **【組織対応】**

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

#### **【対応の重点】**

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童生徒への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童生徒に対しては、保護者と連携しつつ児童生徒を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

#### **【大まかな対応】**

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧に確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④ いじめを受けた側の児童生徒のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤ いじめた側の児童生徒への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童生徒及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦ 関係機関との連携（市教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携）※いじめと認知した事案についてはすべて市教育委員会に報告する。
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

注) 番号は対応順序ではない。適宜多方面に向けて対応する。

### **(2) 「重大事態」と判断された時の対応**

- ・いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

#### **【主な対応】**

- ・市教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、市教育委員会の指導の下に、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、市教育委員会へ報告するとともに

に、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

## 7 学校評価における留意事項

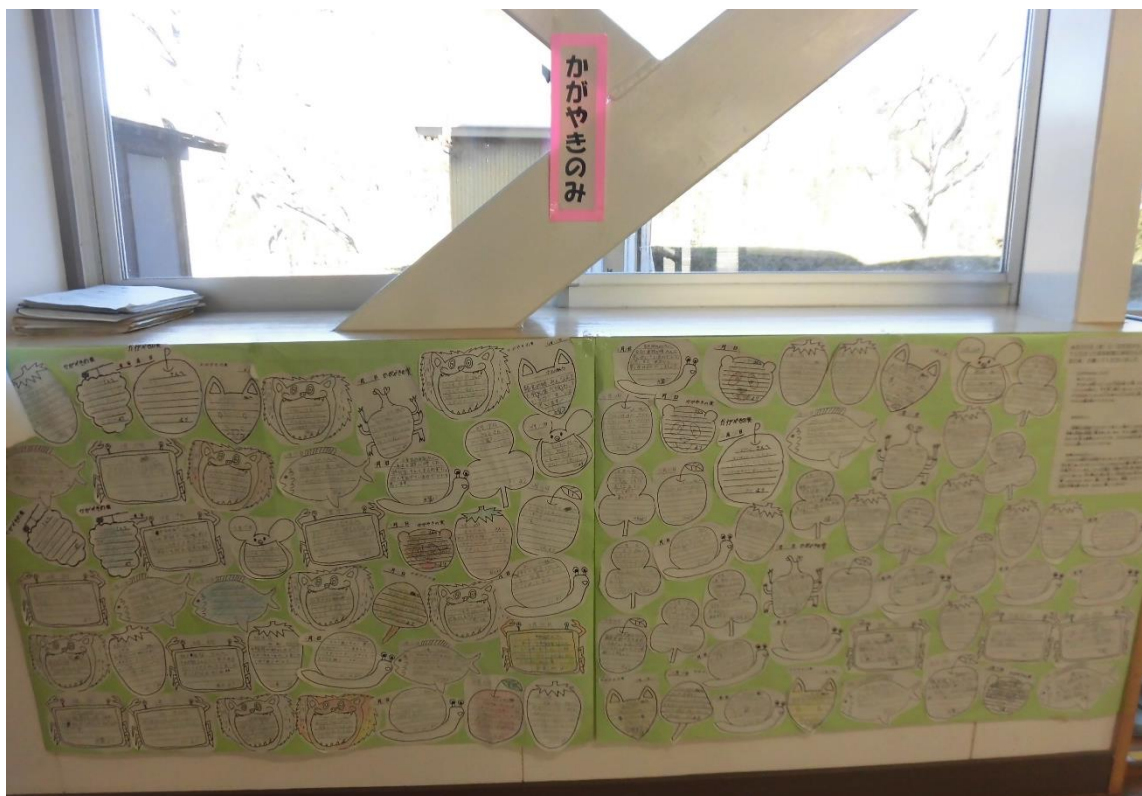
- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見の取組に関すること
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

## 8 個人情報等の取扱い

### ○ 個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、5年間保存する。（方針に明記しない場合においても、学校の内規として明確に定めておく。）
- ・岩滝小、東山中学校間で指導や事案に関わる情報を共有し、確実に引き継ぎを行う。



一人一人が日々の生活の中で、よいところを見つけて書いた「かがやきの実」

## 令和2年度 岩滝小学校いじめ防止プログラム

平成31年4月1日策定

「岩滝小学校いじめ防止プログラム」は、以下の通りとする。年間を通して、児童の人権に配慮した教育活動として、心のアンケート調査・教育相談を通して、いじめ等の有無の確認をする。また、全職員を対象として、職員の人権意識の高揚を図るために研修会および人権感覚チェックリストの回答・集計を行う。

月	実施事項	取組方法・内容
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ等防止基本方針及び年間計画の確認、周知（職員、児童、保護者、市教育委員会等関係機関等）</li> <li>児童理解研究会①</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導担当で提案・起案後、職員会議で職員に周知徹底</li> <li>児童には学活、保護者には学級懇談会等で伝え、市教育委員会等関係機関には文書を送付する等</li> <li>前年度のいじめの実態と対応等の交流</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員研修会および児童理解研究会②</li> <li>教師のための人権感覚チェック①</li> <li>校内「いじめ未然防止・対策委員会」①</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめを許さない学級経営、初期対応の仕方</li> <li>チェックリストの回答・集計</li> <li>昨年度の実践報告、今年度の方針及び計画の決定</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>心のアンケート調査と教育相談の実施①</li> <li>職員研修会および児童理解研究会③</li> <li>いじめ未然防止に向けたミニ集会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全児童に実施</li> <li>児童向けネットいじめ研修</li> <li>児童会スマイル委員会主催</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童理解研究会④</li> <li>保護者個人懇談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り</li> <li>いじめ等の有無の確認（保護者からの聞き取り）</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権教育研修会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員（スクールカウンセラー）による講話</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>前期「教職員取組評価（学校評価）」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケートによる対策等の見直し（学校評議委員会で結果を提示）</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>心のアンケート調査と教育相談の実施②</li> <li>児童理解研究会⑤</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全児童に実施</li> <li>前期の振り返りと後期の取組交流</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員研修会および児童理解研究会⑥</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模校特有の人間関係からくるいじめ・一般的ないじめのとらえ方他</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権週間の取組「ひびきあいの日」</li> <li>児童理解研究会⑦</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の良さの交流（児童集会）</li> <li>冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>教師のための人権感覚チェック②</li> <li>職員研修会および児童理解研究会⑧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>チェックリストの回答・集計</li> <li>いじめの初期対応→対処の仕方について再確認</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>心のアンケート調査と教育相談の実施③</li> <li>児童理解研究会⑨</li> <li>第2回「いじめ未然防止・対策委員会」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全児童に実施</li> <li>後期の振り返りと次年度に向けたいじめ防止対策</li> <li>本年度のまとめ及び来年度の計画立案</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>後期「教職員取組評価（学校評価）」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケートによる次年度に向けた方針及び計画の検討</li> </ul>
<p>備考：当校では、「いじめ」に限らず、「差別、偏見、心理的抑圧その他あらゆる人権に係る問題」を防止する取組として次の3項目を推進する。</p> <p>① 仲間と一緒に活動することを楽しみ、協力し共に喜び合える授業づくり（児童の人権意識の高揚）</p> <p>② 児童の気持ちや考えに寄り添った教師のかかわり（職員の人権意識の高揚）</p> <p>③ 東小交流及び中学校、高等学校の児童生徒等とのかかわり（地域の人に対する正しい理解の促進）</p>		



# 令和2年度 岩滝小学校 早期発見・事案対処マニュアル

平成31年4月1日策定

## 【いじめ（疑いを含む）の把握】

- 学級担任及び学級担任以外の教職員による発見
- アンケート調査による発見
- 学校以外の関係機関からの情報
- 児童（本人を除く）からの情報
- 児童（本人）の保護者からの情報
- 養護教諭による発見
- スクールカウンセラー等の相談員による発見
- 本人からの訴え
- 地域住民等からの情報
- その他

## 【いじめの報告】（いじめ対策委員会の開催）

- 把握者→（学級担任等）→生徒指導主事→教頭→校長

## 【事実確認・方針決定】（いじめ対策委員会における協議）

- 徹底した事実関係の把握
- いじめ認知の判断
- 指導方針の確認
- 個別指導の検討
- 役割分担（対応チーム編成）
- 全教職員による共通理解の形成
- 関係機関との連携

## 【いじめへの対処】（いじめ対策委員会による対処）

- いじめを受けた児童への支援
- 周囲の児童への働きかけ
- 高山市教育委員会への報告
- 高山市教育委員会いじめ早期対応チームやスクールカウンセラー等の派遣要請
- 関係機関への相談（子ども相談センター、児童相談所、警察等）
- いじめの解消の判断
- いじめを行った児童への指導
- いじめを受けた児童の保護者への支援
- いじめを行った児童の保護者への助言

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
校 内	<input type="checkbox"/> いじめの行為から、徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> 安全確保のための巡視体制を強化する。 <input type="checkbox"/> 3か月を目安としたいじめ解消に向け、組織的に注視するとともに、継続して自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	<input type="checkbox"/> 他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他者の痛みを理解させる。 <input type="checkbox"/> いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。	<input type="checkbox"/> 周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
保 護 者	<input type="checkbox"/> いじめに関する事実経過を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	<input type="checkbox"/> 事実経過の説明をし、家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> いじめを受けた児童及び保護者への謝罪について協議する。	<input type="checkbox"/> 当該児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

## 【再発防止に向けた取組】

<b>○原因の詳細な分析</b> <input type="checkbox"/> 事実の整理、指導方針の再確認 <input type="checkbox"/> 必要に応じて外部の専門家等による助言 <b>○学校体制の改善・充実</b> <input type="checkbox"/> 生徒指導体制の点検・改善 <input type="checkbox"/> 教育相談体制の強化やスクールカウンセラーの派遣要請等 <input type="checkbox"/> 児童理解研や事例研究等、実践的な校内研修の実施	<b>○教育内容及び指導方法の改善・充実</b> <input type="checkbox"/> 児童の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の見直し <input type="checkbox"/> 豊かな心を育てる指導の工夫 <input type="checkbox"/> 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を獲得させる指導など、授業改善の取組	<b>○家庭、地域との連携強化</b> <input type="checkbox"/> 教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開 <input type="checkbox"/> アンケート、学校関係者評価等に基づく学校評価の実施 <input type="checkbox"/> P T A活動や地域行事への積極的な参加による児童の豊かな心の醸成
--	---	--

